

大川市議会第4回定例会会議録

令和6年9月2日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	永尾学	8番	龍誠一
2番	宮崎貴仁	9番	内藤栄治
3番	古賀寿典	10番	川野栄美子
4番	馬淵清博	11番	遠藤博昭
5番	永島幸夫	12番	永島守
6番	宮崎稔子	13番	平木一朗
7番	西田学		

欠席議員

14番	箴島かおる
-----	-------

2. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	倉重良一
統括副市長	橋本浩一
特命副市長 (兼)大川の駅整備振興課長	森寿貴
教育長	内藤妙子
会計管理課長 (兼)会計課長 (兼)税務課長	川野文裕
人事秘書課長 (併)監査事務局長	仁田原敏雄
総務課長 (併)選挙管理委員会事務局長	田中準一
企画課長	野中貴光
学校教育課長	添田宗孝

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	西 原	真
議 会 事 務 局 書 記	古 賀	直
議 会 事 務 局 書 記	松 家	奈 美 子
議 会 事 務 局 書 記	高 口	絵 美

4. 付議事件

1. 開 会 の 宣 告

1. 会 期 の 決 定

1. 諸 般 の 報 告

1. 継続事件の委員会審査中間報告

(永島幸夫議員に対する懲罰動議)

1. 議 案 の 上 程

報告第6号 専決処分の報告について（市道側溝補修による車両破損に係る損害賠償）

報告第7号 専決処分の報告について（交通事故による公用車の損害賠償）

報告第8号 大川市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第41号 大川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 令和5年度大川市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第43号 令和5年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第44号 令和5年度大川市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第45号 令和5年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第46号 令和5年度大川市水道事業会計決算認定について

議案第47号 令和5年度大川市下水道事業会計決算認定について

議案第48号 令和5年度大川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第49号 令和5年度大川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第50号 令和6年度大川市一般会計補正予算

議案第51号 令和6年度大川市介護保険事業特別会計補正予算

議案第52号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第53号 工事請負契約の締結について

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推せんについて

1. 提案理由の説明

1. 一部議案質疑

(報告第6号～第8号)

1. 一部議案質疑・討論・採決

(議案第52号、第53号、諮問第3号)

午前9時30分 開会

○議長（遠藤博昭君）

おはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

ここで御報告申し上げます。箴島かおる議員から欠席の届けが提出されておりますので、御報告いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第4回大川市議会定例会を開会いたします。

これから直ちに会議を開きます。

まず、会期決定の件を議題といたします。

本定例会に付議事件として市長から送付を受けております案件は、報告第6号 専決処分の報告について（市道側溝補修による車両破損に係る損害賠償）など17件であります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、付議事件及び諸般の関係から勘案いたしまして、本日から9月20日までの19日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から9月20日までの19日間に決定いたしました。

なお、本会期中における議事日程については、お手元に配付しております日程表のとおりといたしたいと思っておりますので、さよう御承知の上、御協力のほどをお願いいたします。

それでは、これから日程に従い、諸般の報告を行います。

まず、例月出納検査結果並びに定期監査について、監査委員から報告がっておりますので、御報告申し上げます。

なお、この内容につきましては、お手元にその写しを配付しておりますので、それにより御承知のほどをお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、継続審査となっております議案第40号 永島幸夫議員に対する懲罰動議の件を議題といたします。

ただいま議題といたしました案件は、永島幸夫議員の一身上に関わる事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、永島幸夫君の退席を求めます。

〔永島幸夫議員退席〕

この件につきましては、令和6年第3回定例会において懲罰特別委員会に付託され、継続審査となっておりますが、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告の申出がなされましたので、この際、懲罰特別委員長の報告をお願いいたします。懲罰特別委員長、川野栄美子議員。

○懲罰特別委員長（川野栄美子君）

皆さんおはようございます。

私は懲罰特別委員長といたしまして、本特別委員会に付託されました議案第40号 永島幸夫議員に対する懲罰動議について、これまでの審査の経過と概要について、中間報告を申し上げます。

令和6年第3回定例会、6月21日の一般質問において、永島幸夫議員が市長に対し「大川の恥」といった無礼な言葉を使用し、また、「金持ち、貧乏人」との、議会の品位を損なう看過できない発言がありました。

永島幸夫議員の一般質問の最後に市長から、「意見の対立があつて、議論することはありますが、私も議員の皆様方には最大限の敬意を払って、特に本会議場では接しています。そのような誹謗中傷の言葉が平気でこの場でまかり通るようになれば、何も議論ができなくなります」との発言がなされました。

そこで議長は、永島幸夫議員に「誹謗中傷の言葉と思いますが、取消しされませんか」と促しましたが、永島幸夫議員が拒否したため、議会運営委員会が開催されました。議会運営

委員会からは永島幸夫議員に謝罪を求め、永島幸夫議員は謝罪しましたが、納得できないとの理由で、再度、議会運営委員会が開催されました。議会運営委員会終了後、永島幸夫議員に対する懲罰動議が提出されたことから、同日の本会議において懲罰特別委員会が設置され、その後、6月24日、6月28日、7月24日、8月5日、8月19日、8月29日に7回の委員会を開催しました。

今回の懲罰の理由は、地方自治法第132条、議会の会議において、議員は無礼な言葉を使用してはならない及び大川市議会会議規則第150条、議員は品位を重んじなければならないに違反しているものであります。

永島幸夫議員には、法令を遵守し、議場では節度ある、議会の品格を重んじた中で議論しなければならないことを考えていただく必要があり、懲罰特別委員会としては、永島幸夫議員にどのようにしたらそのことに早く気づいてもらえるのか、審議を重ねてまいりました。

委員からはたくさんの意見が出されましたので、主なものについて御報告申し上げます。

一つ、以前にも度重なる問題発言があり、過去の議会だよりも本人謝罪文として「今後、不適切な発言を行う事がないよう十分心がけてまいります。」と掲載し、当時の議長も「今後、同様なことが発生しないように努めていく。」と掲載したが、その後も問題発言や発言取消しが繰り返されている。

途中で議長が注意したにもかかわらず、聞き入れなかった。

一度は議場で謝罪したが、見る限りでは反省された態度ではない。

ハラスメントが問題になる時代に、そのような発言をする議員は求められていない。

今後、本人の反省につながる懲罰を委員全員で検討していかなければならない。

明らかに失言ではなく暴言であり、市政の執行者に対する信頼、市民の信頼さえ損なう行為である。

議会でこのようなことが起きると、一般社会でもハラスメントを防止することができず、政治参画を著しく損なうものであるため、慎重審議を重ねた上で、懲罰の処分を科すべきであるなどの意見が開陳されました。

また、委員からは、委員会設置から1か月がたとうとしているが、市長への謝罪や当委員会への弁明等の申出はあったのかとの質疑がなされ、これに対し、市長へも委員長の私へも申出は何もない旨を回答しました。

このことに関連して、たとえ議会終了後、議場外であっても、周囲から促されるまでもな

く、永島幸夫議員から反省、謝罪の弁があれば、その点は酌むべき余地があるなどの意見が開陳されました。

この懲罰特別委員会では、決して永島幸夫議員の発言に制約を加えるためではなく、言論の府として議会が秩序を維持し、円滑な議会運営を行っていくことを第一義とし、議論してまいりました。そのことを永島幸夫議員は十分に認識していただき、6月議会での自身の発言を顧みて、本定例会では、その反省の上に襟を正していただきたいとの意見で一致したところであります。

このため、委員会としては、9月定例会の会期中になお慎重に審査をすべきであるとの意見が委員の総意となりましたので、ここに中間的ではありますが、御報告申し上げます。

なお、永島幸夫議員の懲罰については、懲罰特別委員会の審査が終了いたしましたら審査結果を御報告したいと考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（遠藤博昭君）

委員長の報告が終わりました。

ここで永島幸夫議員の入場を求めます。

〔永島幸夫議員入場〕

ここで暫時休憩いたします。

この後、直ちに臨時議員協議会を開催いたしますので、関係者の皆さんは大会議室にお集まりいただきますようお願いいたします。その際、議案集をお持ちください。

再開時刻は後ほどお知らせしますので、よろしくをお願いいたします。

午前9時40分 休憩

午前9時55分 再開

○議長（遠藤博昭君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、議案の上程を行います。

市長から議案17件の送付がなされ、これを受理いたしました。

議案の朗読を省略し、報告第6号 専決処分の報告について（市道側溝補修による車両破損に係る損害賠償）から諮問第3号 人権擁護委員候補者の推せんについてまでの案件17件を一括議題といたします。

これから提案理由の説明を行います。

市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

皆様おはようございます。本日ここに、令和6年第4回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多端な中にもかかわらず御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、この議会に提案しております議案は17件であります。その内訳は、報告3件、条例議案1件、決算認定に関する議案6件、予算議案2件、その他5件であります。

まず、報告第6号及び報告第7号 専決処分の報告につきましては、議案に理由を付しておりますとおり、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第8号 大川市健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して報告するものであります。

次に、議案第41号 大川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、令和6年12月2日から健康保険被保険者証が発行されなくなることに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第42号 令和5年度大川市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第45号 令和5年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、一括して御説明申し上げます。

4議案とも、それぞれ令和5年度歳入歳出決算の認定をお願いするものでありまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づく監査委員の審査が終了し、決算審査意見書及び当該決算に係る主要な施策の成果を説明する附属書類を配付しておりますので、御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第46号 令和5年度大川市水道事業会計決算認定及び議案第47号 令和5年度

大川市下水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく監査委員の審査が終了し、決算審査意見書を添えて提出しておりますので、御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第48号 令和5年度大川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度の大川市水道事業会計未処分利益剰余金1億6,007万9,834円のうち、3,431万2千円を建設改良積立金に積み立て、6,854万5,785円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第49号 令和5年度大川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度の大川市下水道事業会計未処分利益剰余金1億32万7,520円のうち、4,992万2,387円を減債積立金に積み立て、4,344万7,579円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第50号 令和6年度大川市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び債務負担行為の補正をお願いするものでありまして、まず、歳入歳出予算の補正からその概要を御説明申し上げます。

民生費につきましては、生活保護システム改修業務委託料342万4千円を計上いたしております。

教育費につきましては、文化センター施設工事費220万円を計上いたしております。

以上により、今回の補正総額は562万4千円となっておりますが、これが財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金及び繰越金をもって充当する次第であります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、藩境のまちリノベーション補助金について追加をお願いするものであります。

次に、議案第51号 令和6年度大川市介護保険事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、介護給付費準備基金積立金及び令和5年度介護給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金について補正しようとするものでありまして、これが財源といたしましては、

繰越金をもって充当する次第であります。

次に、議案第52号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について御説明申し上げます。

本議案は、議案の末尾に理由を付しておりますとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、令和6年12月2日から健康保険被保険者証が発行されなくなることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第53号 工事請負契約の締結についてであります。本議案は庁舎大規模改修工事に関するものでありまして、去る8月9日、条件付き一般競争入札を行いましたので、工事請負契約を締結するに当たり、大川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推せんについてであります。議案の末尾に理由を付しておりますとおり、人権擁護委員候補者として野田洋子さんを推薦しようとするものであります。

野田さんは人格識見ともに優れ、広く社会の実情にも通じ、人権擁護委員として最もふさわしい人物であると考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊要なものでありますので、慎重御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤博昭君）

提案理由の説明は終わりました。

次に、この際、お諮りいたします。ただいま議題といたしております案件のうち、報告第6号 専決処分の報告について（市道側溝補修による車両破損に係る損害賠償）、報告第7号 専決処分の報告について（交通事故による公用車の損害賠償について）、報告第8号 大川市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、議案第52号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、議案第53号 工事請負契約の締結について、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推せんについての以上6件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それではまず、報告第6号から報告第8号までの3件を一括議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりませんので、報告第6号から報告第8号については以上で御了承のほどお願いいたします。

次に、議案第52号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第52号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第53号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推せんについてを議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推せんについてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、この際、お諮りいたします。明日9月3日と4日の2日間は議事の都合により休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、次の本会議は来る9月5日の午前9時から開くことになっておりますので、念のため申し添えておきます。

以上で本日の議事は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時8分 散会